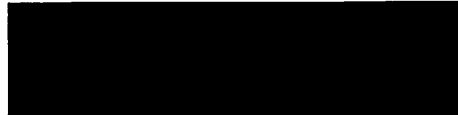


裁 決 書

審査請求人



処 分 庁

 所長

審査請求人が、平成24年8月12日付けで提起した生活保護法に基づく3件の保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 処分庁が、平成24年7月25日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。
- 2 処分庁が、平成24年7月25日付けで行った保護変更決定処分に係る審査請求については却下する。
- 3 残余の請求については、これを棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成24年7月25日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく3件の保護変更決定処分（以下3件を併せて「本件変更決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

担当ケースワーカーが本件変更決定したことは、私的感情であり、違法である。

担当課長が本件変更決定したことは、書類上の規定であり、生活する為には、不当である。

生活保護の規定通りで、実際自立が出来るのか？

今回、請求人の受けた本件変更決定について、生活困窮、自立の妨げには許しがたい屈辱である。

改定に伴い、自立支援をお願いします。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 処分庁は請求人に対し、平成24年7月25日付け[]により、「1. 母子加算の認定替えによる。2. その他収入の認定による。◆過支給額は4,830円となりますが、その取り扱いには次のとおりです。平成24年8月分に4,830円収入充当します。」との理由により、同年6月1日より保護を変更し、同年7月の保護費を154,110円とする保護変更決定（以下「本件変更決定1」という。）を行ったこと。

(2) 処分庁は請求人に対し、平成24年7月25日付け[]により、「1. 児童扶養手当の認定替えによる。2. 長女の常用収入の認定替えによる（H24.7月度分 見込み）。3. 長男の常用収入の認定替えによる（H24.7月度分 見込み）。」との理由により、同年8月1日より保護を変更し、同年8月の保護費を40,510円とする保護変更決定（以下「本件変更決定2」とい

う。)を行ったこと。

(3) 処分庁は請求人に対し、平成24年7月25日付け[REDACTED]により、「1. 長女の常用収入の認定による(H24. 6月度分 見込み)。2. 長男の常用収入の認定による(H24. 6月度分 見込み)。3. その他収入の削除による。◆過支給額は75,150円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成24年8月分に35,000円収入充当します。平成24年9月分に40,150円収入充当します。」との理由により、同年7月1日より保護を変更し、同年8月の保護費を43,960円とする保護変更決定(以下「本件変更決定3」という。)を行ったこと。

(4) 処分庁は請求人に対し、平成24年8月27日付けで、「1. 長女・長男の常用収入の削除による。◆追加支給額は73,540円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成24年7月分・73,540円を追給支給日に支給します。」との理由により、本件変更決定3で認定した長女及び長男の常用収入を削除し、平成24年7月1日より保護を変更する旨の決定(以下「本件変更決定4」という。)を行ったこと。

(5) 平成25年7月23日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成24年6月28日、請求人が来所し、請求人の長女(以下「長女」という。)及び請求人の長男(以下「長男」という。)が、ホテルのフロント、ドアマンとしてそれぞれアルバイトをする予定である旨、地区担当員に申し立てを行った。

イ 平成24年7月25日、処分庁は本件変更決定1、本件変更決定2及び本件変更決定3にかかる処分を行った。

ウ 本件変更決定1について(保護の変更時期=平成24年6月1日)
本来、平成24年4月1日付けで、長女が対象外となったことに伴う母子加算の認定替えを行うべきところ、認定誤りが判明したため、処分段階で遡及が認められる期間内の同年6月1日に遡り、母子加算

の認定替えを行った。併せて、過支給となった平成24年4月分及び同年5月分の母子加算差額相当額と合わせて4,830円について、「その他収入」として収入認定を行ったものである。

エ 本件変更決定2について（保護の変更時期＝平成24年8月1日）

平成24年4月分より児童扶養手当の支給額の変更に伴う認定替えとともに、長女及び長男がアルバイトを開始したとの請求人からの申し立てに基づき、同年7月度分常用収入見込みをそれぞれ70,000円として、未成年控除、基礎控除を算定の上収入認定123,710円とし、支給額を40,510円とする決定を行ったものである。

オ 本件変更決定3について（保護の変更時期＝平成24年7月1日）

長女及び長男の同年6月度分常用収入見込みをそれぞれ65,000円として、未成年控除、基礎控除を算定の上収入認定を行った。併せて、本件変更決定1にて収入認定していた母子加算差額相当額である「その他収入4,830円」の削除処理を行ったものである。

カ 平成24年8月27日、処分庁は、平成24年6月度の稼働実績が認められないにもかかわらず、常用収入見込み認定を行っていた取り扱いが誤りであったことを認め、本件変更決定3にかかる常用収入の認定額75,150円を取り消した。

キ 本件変更決定1及び本件変更決定2について

法第4条は、生活困窮者が最低生活維持のために、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件とする、いわゆる「保護の補足性」について規定している。なお、保護の決定等具体的な取り扱いは、国が定める保護の実施要領に基づいて行われる。請求人は、保護変更決定処分は「私的感情であり、違法である」。「書類上の規定あり、生活する為には、不当である」。「生活保護の規定通りで、実際自立ができるのか」等申し立てしているところであるが、本件各処分は請求人からの申告に基づき、保護の実施要領に照らし合わせて適正に実施したものであり、処分庁の決定に違法または不当な点はない。したがって、弁明の趣旨のとおり、本件各決定にかかる部分については棄却を求めるものである。

ク 本件変更決定3について

上記力の通り、処分庁は平成24年8月27日付けで本件変更決定3を取り消した。すなわち、本件審査請求に係る原処分が消滅しており、同時に請求人の訴えの利益も消滅したと解される。したがって、弁明の趣旨のとおり、本件変更決定3にかかる部分については却下を求めるものである。

- (6) 平成25年7月29日付けで、審査庁は請求人に対して、前記(5)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条は、「保護の基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(1)のアの(ア)では、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と定めている。
- 次官通知第8の3の(4)では、勤労に伴う必要経費として、勤労収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として基礎控除額を認

定する旨定められている。また、未成年者については月額11,600円をその者の収入から控除することが定められている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。)の第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のEによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月及びその前月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」と定められている。

- (5) 行政不服審査法第4条第1項は、審査請求をすることができる者を、「行政庁の処分に不服がある者」と規定しており、処分に不服がある者とは、当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られる(最高裁昭和53年3月14日判決)と解されている。

- (6) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(3)までの認定事実のとおり、処分庁は、請求人に対する保護費について、平成24年4月から同年6月までの間、母子加算の認定誤りがあったことが判明したため、過支給となった保護費を同年8月分保護費の収入充当額として計上する旨を明示する本件変更決定1を行ったことが認められる。また、請求人より長女及び長男がアルバイトを開始した旨の申告があったため、長女及び長男が得る同年7月分のアルバイトによる常用収入の見込み額を認定し、同年8月分保護費の収入充当額として計上する本件変更決定2並びに同年6月分のアルバイトによる常用収入の見込み額を同年8月分及び同年9月分保護費の収入充当額として計上する旨を明示する本件変更決定3を行ったが、このうち本件変更決定3については、前記第2の1の(4)のとおり、同年6月の長女及び長男のアルバイトの稼働実績が認められないにもかかわらず常用収入の見込み額を収入充当

額として計上していたため、本件変更決定3で認定した長女及び長男の常用収入の見込み額を取り消し、不足分を追給する本件変更決定4を行ったことが認められる。

(7) 請求人は、本件変更決定が処分庁職員の私的感情に基づくものであり違法である。また、規定どおりでは生活が困窮し自立の妨げとなるため不当である旨主張する。しかしながら、本件変更決定1については、前記第2の1の(5)のウの認定事実のとおり、母子加算の認定額に誤りがあったため平成24年6月まで遡及して変更を行うとともに、4月及び5月分の過支給額を合わせて、過支給額として4,830円を平成24年8月分の保護費に収入充当額として明示したにすぎず、実際の収入充当は本件変更決定2において行われていることから、前記(1)から(4)に照らし、違法又は不当とはいえず、請求人の主張は認められない。

(8) また、処分庁は、請求人からの申告に基づき、保護の実施要領に照らし合わせて適正に実施したものであり、処分庁の決定に違法または不当な点はない旨主張する。しかしながら、前記第2の1の(5)のウ及びエの認定事実のとおり、本件変更決定2においては、平成24年4月分から6月分までの母子加算の認定誤りによる過支給額4,830円について、平成24年4月まで遡及し同年8月分保護費の収入充当額として計上していることが認められるが、平成24年7月25日付けの一連の本件変更決定に際して母子加算の認定誤りが判明したものと認められることから、その前月の同年6月分までの過支給額を同年8月以後の保護費に収入充当額として計上すべきところ、平成24年4月分まで遡り収入充当額として計上していることから、前記(4)に照らし、その返納額の算定には瑕疵があるといわざるを得ず、取り消しを免れない。

(9) なお、本件変更決定3については、前記第2の1の(4)の認定事実のとおり、処分庁は平成24年8月27日付けで本件変更決定4を行っていることから、前記(5)に照らし、本件変更決定3の取り消しについては、請求人にはこれを争う利益はもはやないといわざるを得ない。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第1項から第3項の規定を適用

して主文のとおり裁決する。

平成27年5月22日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。